

みなさまの声を聞かせてください

～河川愛護モニターを募集します～

信濃川下流河川事務所では、地域の皆様との連携や交流をより深めるため、下記のとおり、河川愛護モニターを募集いたします。

1. 活動範囲 信濃川〔本川橋（大河津洗堰の下流）より下流（関屋分水路含む）〕
2. 活動内容 河川に関する意見や情報、モニター自身の河川愛護などの活動について、月1回以上、所定の様式により報告いただきます。
その他、河川の安全利用点検や現場見学等への参加を案内いたします。
3. 任期 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで（1年間）
4. 対象 信濃川から概ね5 km以内の範囲にお住まいの20歳以上の健康な方
5. 募集人員 4名程度
6. 手当 月額4,580円
7. 応募締切 令和5年6月8日（木）まで
8. 応募方法 郵送又は電子メールにてご応募ください。
応募要綱及び応募用紙は、下記ホームページからダウンロードするか、電話・ハガキでも、請求いただけます。

○ E-mail : shinage-senchou@hrr.mlit.go.jp

○ ホームページ <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/>



昨年度の委嘱式（事務所長から委嘱書交付）



現場見学会に参加

<同時配布先>

県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟市政記者クラブ、新市政記者クラブ、三条市政記者クラブ

<お問い合わせ先>



国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所

副所長（事務）小柳 守正、 占用調整課長 澁谷 拓央
TEL (025) 266-7131（代表） (025) 266-7135（直通）

令和5年度 信濃川下流・ 河川愛護モニター応募要綱

国土交通省では、地域住民の皆様の御協力の下に、河川利用・河川環境を整備することを心がけております。

また、地域との連携をさらに深め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するため、河川愛護モニター制度を設けております。

今年度も、地域の皆様と河川管理者との連携及び交流をより一層深めることを目的として、令和5年度の河川愛護モニターを以下のように公募いたします。

1. 活動内容

河川愛護モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とします。

定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項を河川管理者に連絡（月に1回の定期と随時）することが主なものです。

- ① 近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤ 年に1回程度の河川愛護モニター会議（意見交換会）への参加

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます（余暇時間等で対応できるような範囲です）。

2. 活動範囲

信濃川〔本川橋（もとかわばし 大河津洗堰（おおこうづ あらいぜき）の下流）より下流（関屋分水路を含む）〕の流域で、原則として河川愛護モニターの居住する市町村の区域内を活動範囲とします。

3. 応募資格

信濃川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、信濃川の活動範囲の近隣に居住する方（信濃川よりおおむね5K m以内）。

また、河川愛護モニターに委嘱された場合、氏名、住所（市町村まで）、委嘱区間が公表される場合があることについて、ご了解いただける方。

4. 委嘱方法と任期

信濃川下流河川愛護モニターは、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長より委嘱書を交付いたします。

任期は令和5年7月1日（土）より1年間です。

5. 募集人員

信濃川下流域全体で4名程度。

6. 報酬（手当）

月額4,580円（3ヶ月分を各四半期ごとの翌月にご本人の口座にお支払いいたします。）

7. 応募方法等

① 同封の「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入し、郵便又は電子メールにて6月8日（木）までに返送してください。

なお、応募用紙の書式は、信濃川下流河川事務所ホームページ上からダウンロード可能ですので、これに記入いただいても結構です。

② 応募された書類は、当目的以外には使用いたしません。

8. 選考方法

① 所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、信濃川下流河川事務所内に設ける選考委員会により決定いたします。

② 選考結果は、郵便にて6月22日（木）までに応募者に通知いたします。

9. その他

河川愛護モニターをお願い（委嘱）する方への委嘱書の交付及び活動内容の説明等の詳細は、委嘱する方へ直接ご連絡いたします。

10. 応募先及び問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局
信濃川下流河川事務所 占用調整課

〒 951-8153 新潟市中央区文京町14-13

☎ 025(266)7135

E-mail:shinage-senchou@hrr.mlit.go.jp

H P <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/>

河川愛護モニター応募用紙（その１）

[illegible]

河川愛護モニター応募用紙（その２）

4. 現在及びこれまでに自治会、市民グループ等の地域に密着した活動へ参加した経験（活動期間・活動内容・所属団体名と役職）

This image shows a blank sheet of white paper with ten horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

5. 応募された理由をお書きください。(100字程度)

[illegible]